

国における再エネ関連委員会等開催状況（2023. 2 月分）

月日	内 容
2/3	<p><a href="#">福島沖における浮体式洋上風力発電事業の検討開始について</a>            出典：東京ガスプレスリリース  <a href="https://www.tokyo-gas.co.jp/news/press/20230203-02.html">https://www.tokyo-gas.co.jp/news/press/20230203-02.html</a> を基にして作成</p> <p>● <b>議題：福島沖における浮体式洋上風力発電事業の検討(「本検討」)を開始</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京ガス株式会社と信夫山福島電力株式会社は富岡町と榎葉町の沖合で<b>浮体式洋上風力発電事業</b>の本検討を開始。<b>風車は 2 基で合計出力 30,000kW 規模の設備を検討することを想定し、実現すれば浮体式で国内最大規模</b>。スタートアップ企業が保有する浮体基礎システムの技術の高い安定性を確保して風車の発電量や耐久性への影響を減らすと共に、福島県沖で実施された福島浮体洋上ウインドファーム実証研究事業を通じ得られたノウハウを活用し事業化。<b>最短で 27 年度中の運転開始</b>を目指す。</li> </ul>
2/8	<p><a href="#">調達価格等算定委員会「令和 5 年度以降の調達価格等に関する意見」</a>            出典：経済産業省ウェブサイト  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/20230208_report.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/20230208_report.html</a> を基にして作成</p> <p>● <b>議題：令和 5 年度以降の調達価格等に関する意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>22 年 10 月より、令和 5 年度以降の調達価格等について検討しており、委員会の意見をとりまとめ公表。</li> <li>今年度検討された視点は、<b>再エネ大量導入・次世代電力 NW 小委員会</b>における検討も踏まえ、特に現時点で設定されてない <b>24 年度以降の FIT・FIP 制度、入札の対象となる区分やその調達価格・基準価格、入札上限価格や入札制度</b>について。</li> <li>24 年度の事業用太陽光発電の調達価格・基準価格の設定の方向性            FIT・FIP 制度において屋根設置の更なる導入に向け設置の形態に基づき、更なる導入促進策の検討を進める方向性が示された。こうした点を踏まえ、<b>24 年度の事業用太陽光の調達価格・基準価格検討にあたっては、地上設置/屋根設置の設置形態毎にコスト動向を分析し、区分毎に調達価格・基準価格の想定値を設定</b>。</li> <li>23 年度以降の交付対象区分、基準価格、特定調達対象区分、調達価格等、入札を実施する交付対象区分及び特定調達対象区分並びに解体等積立基準額に関する意見をとりまとめた。            尚、発電種別ごとの調達価格等の詳細は、上記の URL リンク先の「<b>令和 5 年度以降(2023 年度以降)の調達価格等について</b>」の別紙 1 頁～15 頁を参照願います。</li> </ul>
2/9	<p><a href="#">総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第 49 回）</a>            出典：経済産業省ウェブサイト  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/049.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/049.html</a> を基にして作成</p> <p>● <b>議題 1：インボイス制度の導入に伴う FIT 制度運用上の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インボイス制度の導入に伴う FIT 制度運用上の対応方針(案)の既認定の扱いなどについて議論。</li> </ul> <p>● <b>議題 2：再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの議論や三次調整力②(以下「三次②」という。)の取引状況を踏まえ、23 年度の交付金活用の在り方について議論。</li> <li>三次②の費用負担 について            論点 1：交付額と調達実績額の差額への対応            前回(12/27)の議論では、三次②の調達見込単価と実績単価に一定以上の大幅な乖離が生じた場合次年度の交付金で対応し 23 年度の FIT 交付金は、22 年 1 月～12 月の差額に対応することとされた。</li> </ul>

	<div style="text-align: center;"> </div> <p>論点2：調達量削減に向けた効率化の促進とインセンティブ</p> <p>三次②の必要量は、エリア毎に異なる再エネの導入状況や天候等、一般送配電事業者にとって外生的な要素でも変動しうる。一方で、一般送配電事業者による再エネ予測誤差の低減に向けた取組によるところも少なくない。このため翌年度の三次②の確保費用を算定する際は、全てを自動的に交付するのではなく各一般送配電事業者による再エネ予測誤差の低減に対するインセンティブが働く仕組みとする必要がある。</p> <p>こうした観点から(1)調達量を継続して減らすことを促す効率化係数と(2)他エリアとも比較の上、各事業者の取組結果に応じたインセンティブを導入し調達量削減に向けた取組を促すこととしてはどうか。</p> <p>● <b>議題3：電力ネットワークの次世代化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・22年12月のGX実行会議にて、GX実現に向けた基本方針(案)が示され「地域間を結ぶ系統については、今後10年間程度で、過去10年間と比べて8倍以上の規模で整備を加速すべく取り組み北海道からの海底直流送電については30年度を目指して整備を進める。さらに系統整備に必要となる資金調達を円滑化する仕組みの整備を進める。」とされた。また23年1月には電力広域機関に設置したマスタープラン検討委員会にて<b>50年CNも見据えて将来の選択肢も含めた系統増強の絵姿を描く広域連系系統のマスタープラン(案)が示された。</b></li> <li>・これら系統整備を巡る議論の動向について報告するとともに、今後の検討課題について議論。</li> </ul>
2/10	<p><a href="#">再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ 中間とりまとめ</a></p> <p>出典：経済産業省ウェブサイト  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/20230210_report.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/20230210_report.html</a> を基にして作成</p> <p>● <b>議題：中間とりまとめ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの集中的な議論を踏まえ、今後必要となる法改正を含めた制度的な対応について、本WGとして<b>具体的な見解を中間とりまとめとして整理。</b></li> <li>・今後も、関係省庁や関係審議会とも連携し、本中間とりまとめで示された方向性に基づき、実効性確保の観点や関係者の権利保護の観点などから詳細な検討を行い<b>地域と長期に共生する再エネ導入に向けて必要な制度的な対応が速やかに講じられることを期待。</b></li> <li>・「中間とりまとめ」の大枠は、「再エネ動向調査 2022.12月分」で紹介しています。</li> </ul>
2/28	<p><a href="#">第28回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会</a></p> <p>出典：経済産業省ウェブサイト  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/028.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/028.html</a> を基にして作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>議題1：再エネ発電設備の適正な導入及び管理に係る保安規制の見直しについて</b></li> <li>● <b>議題2：令和4年度に発生した電気設備事故への対応について</b></li> <li>● <b>議題3：有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備に係る監視方法の見直し</b></li> </ul> <p>※トピックスにポイントを記載</p>

※青文字部分を Ctrl キーを押しながらクリックするとリンクされます

## 再エネ等動向調査(R5.2) トピックス

### 第28回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会

出典：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan\\_shohi/denryoku\\_anzen/028.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/028.html) を基にして作

#### ●議題1：再エネ発電設備の適正な導入及び管理に係る保安規制の見直しについて

- ・自然災害に伴う再エネ発電設備の事故は、近年、台風や大雨等の自然災害の頻発・激甚化や、土砂崩れの発生により、太陽光パネルの損壊・飛散や、崩落事故が複数発生。

#### <平成30年台風21号による事故事例>

- 建物の屋上に設置されていた太陽光パネルが強風により損壊・飛散。
- 支持金具の飛散により被害が拡大。近隣の建物に飛散し、建物を損傷。
- 破損したパネルから発火。



#### <土砂崩れによる太陽電池発電設備の事故事例>

平成30年7月7日未明、豪雨に伴い土砂崩れが発生し、太陽光パネルが崩落、損壊。



出典：第14回・第18回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ（平成30年11月26日、令和元年9月27日）

#### ・再エネ発電設備に対する規律強化

##### 論点1：関係法令遵守状況の確認

- ◆ 電気工作物の設置予定地が林地や造成地である場合は、当該土地の開発を規制する関係法令の許可取得が必要。例えば林地開発許可については、FIT制度の開始を受け土地開発が本格化した平成25年以降増加し近年も高止まりの状況。こうした中、電気工作物の設置にあたり、関係法令手続が遵守されずに土地の開発が行われるケースが確認されている。
- ◆ 電事法における関係法令遵守の確認には、電気事業法上、電気工作物の設置に際し、森林法等の遵守状況は確認していない。他方で土砂災害等の自然災害で、再エネ発電設備等に事故が生じた場合は当該設備が周辺住民への危害や周辺設備の損傷をもたらす、結果的に電気事業法第39条の技術基準への適合を維持できない恐れがある。そのため再エネ発電設備等の設置に当たり①森林②盛土造成区域③砂防指定地等、土砂災害発生等に繋がり得る土地の開発行為を伴う場合、手続が適切に行われているか電気事業法においても確認することとしてはどうか。

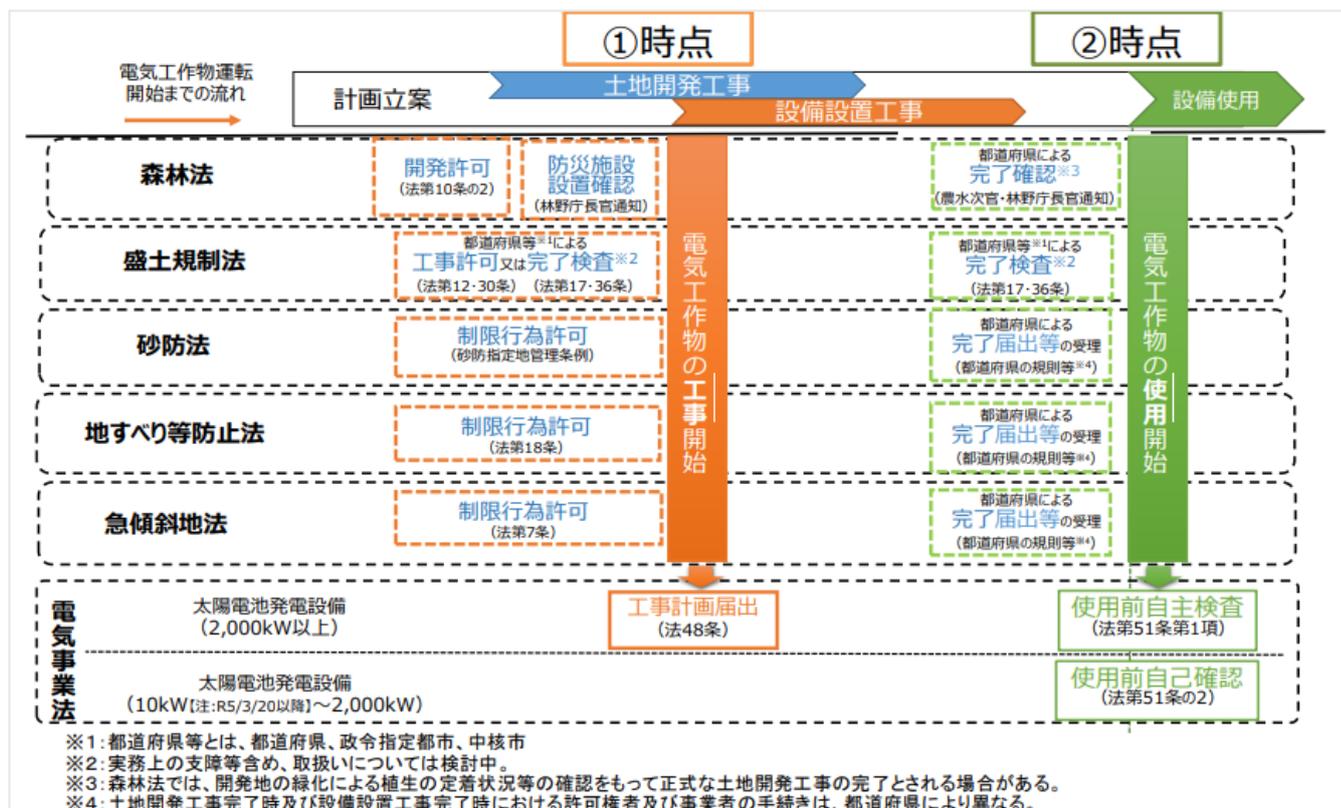
#### <電気事業法>

（事業用電気工作物の維持）  
第39条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

#### <土砂災害等の防止の観点から土地開発を規制している法律>

法令	関連する規制の概要
①森林法 （林地開発許可制度）	地域森林計画対象森林において、土砂の流出防止等の森林の公益的機能を阻害しないよう、一定規模を超える土地の形質の変更を伴う開発行為に許可が必要。
②宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法） ※令和5年5月に法施行	宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域内において行われる、一定規模以上の盛土等に関する工事について、許可が必要。
③砂防三法 ・砂防法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）	砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域において、土石流等からの下流部に存在する人家や公共施設の保護等のため、土地の掘削、工作物の設置、立木竹の伐採等に許可が必要。

「関係法令の遵守状況を確認する時点」



論点 2：柵塀等の設置

- ◆ 太陽電池発電設備の柵塀設置の義務化については、太陽電池発電設備は、光が当たると発電するため、破損し充電部が露出したパネルに光が当たった場合に、感電等のリスクが考えられる。また、屋外に設置され無人で運転されているものが大半であり、公衆が容易に立入可能な施設形態もある。こうした現状を踏まえ、小規模事業用電気工作物に該当する太陽電池発電設備について原則、柵塀の設置義務を課し、使用前自己確認の際設置者自らが柵塀の設置を確認し、その結果を国に届け出ることを義務付けてはどうか。
- ◆ 風力発電設備は規模に関わらず、電気事業法上、柵塀の設置が既に義務付けられている。

「柵塀設置の規定の状況」

	太陽光		風力	
	FIT・FIP認定	非FIT・FIP認定	FIT・FIP認定	非FIT・FIP認定
事業用電気工作物	● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン	● 電事法義務	● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン	● 電事法義務
小規模事業用電気工作物	● 電事法上の義務拡大 ● 再エネ特措法ガイドライン		● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン	● 電事法義務

● 議題 2：令和 4 年度に発生した電気設備事故への対応について

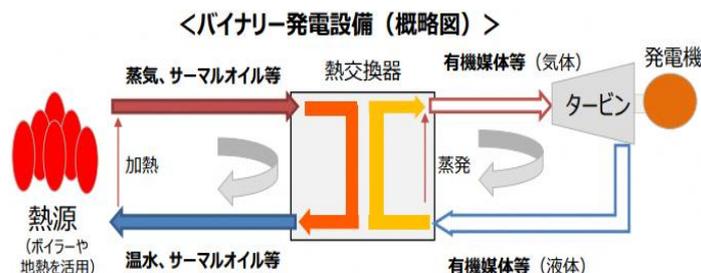
- ・事故の発生状況と今後の分析(近年の事故の発生状況)

電気事業法においては一定の事故について、経済産業省への報告が義務付けられており、報告のあった事故は毎年度、類型毎にまとめられた「電気保安統計」として公表。

### ● 議題 3：有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備に係る監視方法の見直し

#### ・有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備の概要

有機ランキンサイクル(ORC : Organic Rankine Cycle)方式のバイナリー発電設備とは、熱交換により有機媒体等の気体を作ることタービンを回す発電設備で、蒸気等で熱を運ぶサイクルとタービンを回す 2 つのサイクルがあることからバイナリー発電と呼ばれている。令和 2 年度末時点で、57 箇所の地熱発電所(ボイラーの設置なし)でバイナリー発電を採用。火力発電所(ボイラーを設置)においても、国内で ORC 方式のバイナリー発電の採用例あり。



- ・電気設備に関する技術基準を定める省令第 46 条では、「**発電所の運転に必要な知識及び技能を有する者が当該発電所又はこれと同一の構内において常時監視をしないものは、施設してはならない**」とされており、**発電所においては、常時監視による保安の確保が基本的な対応。**
- ・経済産業大臣と電気などのインフラ関係の業界団体トップで構成される「スマート保安官民協議会」(令和 2 年 6 月設置)の議論を踏まえて策定された「スマート保安アクションプラン」(令和 3 年 4 月策定)では、火力発電所の保安将来像(25 年)として「**センサーやドローン等について現在の巡視点検にて補完性・代替性を確認した上、保安力の向上を図りつつ、点検の省力化等、コスト面での更なる合理化を目指す**」とされている。